

# 計画変更申請時における添付図書と添付位置

計画変更申請の際は、なるべく事前にご相談ください。

沖縄建築確認検査センター(株)

正本		副本 (前回の確認申請図書(副本)に以下の図書を添付)	
<b>添付書類 ※3</b>	<b>チェック</b>	<b>確認申請書等</b>	
1. 確認申請整理票(建築士定期講習受講日を必ず記入)		1. 計画変更確認申請書(第四面別紙は第四面の後ろに添付)	
2. 沖縄県確認申請等運用要綱		2. 委任状(正本に添付するものの写し)	
3. 現地調査票(必要に応じて)		<b>図面等</b>	
4. 建築確認申請前の調整事項に関する届出(必要に応じて2部)		3. 新図【変更に係る変更後の図面】 ※変更部分をマーカー等で示し、「変更後」とわかりやすい位置に大きく明示してください	
5. 県様式チェックリスト(変更に関わる項目)		4. 浄化槽書類(浄化槽の変更がある場合) I. 設置計画書(変更) (設置者控え) II. 認定書(令35条第1項、令136条の2の11、浄化槽法13(16)条) ハ. 処理対象人員算定書(必要に応じて)	
6. 建築計画概要書(3~4部) (下記◆印参照)		5. その他、審査に必要な図面	
7. 計画変更確認申請書の第四面~第六面の写し		<b>許可証・届出書等(変更手続きが必要な場合)</b>	
8. 浄化槽書類(浄化槽の変更がある場合) I. 設置計画書(変更) (保健所、指定検査機関用) II. 認定書(令35条第1項、令136条の2の11、浄化槽法13(16)条) ハ. 処理対象人員算定書(必要に応じて) ニ. 案内図、配置図、求積図、各階平面図、屋内外排水配管図		6. 許可証・届出書等(副本)	
9. 消防同意審査書(必要な場合) ※4		7. 構造適合判定申請書及び図書(副本) ※1	
<b>確認申請書等 ※5</b>		8. 省エネ適合判定申請書及び図書(副本) ※2	
10. 計画変更確認申請書(第四面別紙は第四面の後ろに添付)		※内容照合の為、提示をお願いします。(別冊可)	
11. 委任状(以前の確認申請時に変更申請の委任がある場合はその写し、無い場合は新たに委任されたもの)		※1 構造適合性判定が必要な建築物の場合は申請者が適判機関に直接申請してください。	
12. 許可証・届出書等の鑑の写し(必要に応じて) ※5		※2 省エネ適合性判定が必要な建築物の場合は申請者が適判機関に直接申請してください。 (原則、非住宅で延べ面積が2,000㎡以上は適合義務あり)	
13. 構造適合判定通知書の写し(構造の変更があり、適合判定が必要な場合) ※1		※3 工事届は添付不要です。	
14. 省エネ適合判定通知書の写し(建築物省エネ法に基づく軽微な変更該当しない場合) ※2		※4 消防同意審査書について、戸建て住宅以外又は令147条の3に該当する住宅は添付が必要です。	
<b>図面等 ※7</b>		※5 設計者の変更がある場合、建築士免許証の写しを求める場合があります。	
14. 付近見取図・配置図		※6 変更手続きが必要なものは変更後のものを添付してください。(行政庁等に事前確認)	
15. 求積図(面積変更が無くても添付してください)		※7 構造の変更がある場合、変更前の地盤調査書と構造計算書の写しは添付不要です。(適判物件を含む)	
16. 新図【変更に係る変更後の図面】 ※変更部分をマーカー等で示し、「変更後」とわかりやすい位置に大きく明示してください		その他、必要な資料等を求める場合があります。	
17. 変更前の確認申請書第一面~第五面(原本の写し)			
18. 旧図【変更に係る変更前の図面】(原本の写し) ※変更部分をマーカー等で示してください			
19. 浄化槽書類(浄化槽の変更がある場合) I. 設置計画書(変更) (特定行政庁用) II. 認定書(令35条第1項、令136条の2の11、浄化槽法13(16)条) ハ. 処理対象人員算定書(必要に応じて)			
20. その他、審査に必要な図面			

…平成29年4月1日以降の申請から変更される部分

<b>◆建築計画概要書の添付部数について</b>
消防同意物件(戸建住宅以外)・・・3部
消防通知物件(戸建住宅)・・・4部